

第百十号議案

箕面市一般職の職員の給与に関する条例等改正の件

箕面市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和三年十一月三十日提出

箕面市長 上 島 一 彦

箕面市条例第 号

箕面市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する

条例

(箕面市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 箕面市一般職の職員の給与に関する条例(昭和三十五年箕面市条例第一号)の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百十二・五」に改め、同条第三項中「百分の百二十七・五」を「百分の百十二・五」に、「百分の七十二・五」を「百分の六十二・五」に改め、同条第四項中「百分の百二十七・五」を「百分の百十二・五」に、「百分の二百二十」を「百分の二百五」に改める。

第二条 箕面市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「百分の百十二・五」を「百分の百二十」に改め、同条第三項中「百分の百十二・五」を「百分の百二十」に、「百分の六十二・五」を「百分の六十七・五」に改め、同条第四項中「百分の百十二・五」を「百分の百二十」に、「百分の二百五」を「百分の二百十二・五」に改める。

(箕面市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第三条 箕面市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年箕面市条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項及び第二十二條第三項中「百分の七十二・五」を「百分の六十二・五」に改める。

第四条 箕面市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第十三条第二項及び第二十二條第三項中「百分の六十二・五」を「百分の六十七・五」に改める。

（箕面市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第五条 箕面市特別職の職員の給与に関する条例（昭和三十五年箕面市条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「百分の二百二十」を「百分の二百五」に改める。

第六条 箕面市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「百分の二百五」を「百分の二百十二・五」に改める。

（箕面市報酬及び費用弁償条例の一部改正）

第七条 箕面市報酬及び費用弁償条例（昭和二十九年箕面市条例第十号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「百分の二百二十」を「百分の二百五」に改める。

第八条 箕面市報酬及び費用弁償条例の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「百分の二百五」を「百分の二百十二・五」に改める。

附 則

この条例は、令和三年十二月一日から施行する。ただし、第二条、第四条、第六条及び第八条の規定は、令和四年四月一日から施行する。

(提案理由)

一般職の職員、特別職の職員並びに市議会の議長、副議長及び議員の期末手当の支給率を改定するため、本条例を改正するものである。